

## 2027年国際園芸博覧会 屋内出展におけるレンタル品取扱事業者公募要領

### 1 事業名称

2027年国際園芸博覧会「屋内出展におけるレンタル品取扱事業者」公募

### 2 目的

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、屋内出展施設（仮称）及びそれに付随する催事参加する、協会をはじめ、海外からの公式参加者、花・緑出展者、そのほかの参加者（以下「参加者」という）に対してレンタル品を提供する事業者を募集する。

### 3 業務内容

参加者および協会に対し、レンタル品に関する問合せ対応、契約の手続き、請求の手続き、レンタル品の納品・設営・撤去・回収などの業務を行う。詳細は以下の「業務詳細」を参照。

協会は、「レンタル品取扱事業者」のリストを参加者向けHPなどで参加者に提示する。なお、参加者は、レンタル品取扱事業者以外の業者を選択することも可能であり、自らの裁量と責任において当該業者の選択を行うものとする。

#### 【業務仕様】

- ・参加者からの問い合わせへの対応

参加者からの問い合わせ窓口を設置し、問い合わせに対して適宜対応すること。

- ・レンタル料金の提示

別添のレンタル一覧については、予め料金および商品仕様等を協会へ開示・提示すること。また参加者の問い合わせに対して、参加者の求めに応じ、設置・撤収および搬出入等に係る車両費等諸経費も含めた見積書を提示すること。なお、設置等の諸経費は予め協会へ提出しなくても良いものとする。

- ・参加者とレンタル品取扱事業者との間の契約事務

参加者へのレンタルおよび設置撤収については、協会を介さず直接契約すること。

なお、参加者とのレンタル契約については、当業務仕様に従うものとする。

※契約に関する書類等は協会の定めるものではない。

- ・参加者に対する請求書の発行

参加者への請求書発行および料金の徴収については、参加者へ事前に提示し、取り決めを行うものとする

- ・参加者へのレンタル品の納品、設営、撤去、回収

レンタル商品の納入・回収および設置・撤収に関する日時については、参加者および協会（協会委託する施設管理事業者を含む）と協議の上、決定すること。

また、納品・撤収に関しては、原則参加者の立ち合いを要する。

※協会の上承のもと、協会（協会が委託する施設管理事業者）が立ち合いを代理する場合は例外として認める。

・搬入、搬出時の車両登録等の協会との調整

搬出入に伴う車両については、本博覧会の搬入出ルールに従うものとする。納品については、博覧会会場内の屋内出展施設又はイベントスペースに輸送すること。搬出入に使用する車両については、協会専用のシステムにて行うこと。（別途案内予定）（侵入可能車両は2～4 t 車両：7時～22時、10 t 車両：22時～翌7時を予定。ただし、今後変更の可能性がある。）

・その他、レンタル品取扱に付随する業務

※搬入搬出時間は協会と都度調整が必要です。

※博覧会会場内へ車両を乗り入れる際にはスクリーニングが実施されます。

#### 4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからイまでのいずれにも該当しない者

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納している者

(3) 消費税及び地方消費税を完納している者

(4) 国土交通省（本省又は関東運輸局・関東地方整備局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者

(5) 過去3年間で延べ1日あたり10,000名以上が来場するイベントにおいてレンタル品提供の実績を有する又は国際展示会への納品実績を有すること

(6) 物流拠点を首都圏に複数箇所所有すること

(7) 添付のレンタル品リストを包括的に提供できる体制を有すること。

(8) 事業内容に関する契約を行うために日本国内で法人又は個人事業主の拠点（支店含む）を持ち、横浜市を中心とした首都圏でサービス提供が可能であること。

(9) 事業内容に関し、海外からの依頼者とのコミュニケーションが可能なものであること。

## 5 募集方法

応募する場合は、下記の書類を期日までに提出すること。

- (1) 提出期限 2026年4月13日（月）午後5時まで
- (2) 提出先 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
出展部出展課 松本、大久保 宛  
電話 045-307-2057  
e-mail [shutten@expo2027yokohama.or.jp](mailto:shutten@expo2027yokohama.or.jp)

- (3) 提出方法 電子メール

<注意事項>

- ・送信後に必ず提出先まで電話連絡をすること。  
電話受付時間：平日（土曜、日曜、祝日を除く）午前9時から午後5時まで
- ・提出ファイルは、ウを除き、すべてPDFとする。

- (4) 提出書類等

- ア ヒアリングシート
- イ 誓約書（横浜市暴力団排除条例関係）
- ウ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）
- エ 誓約書（持続可能性の確保に向けた取組）

- (5) その他

- ア 所定の様式以外は受理しない。
- イ 協会は提出書類等の受理後、追加資料の提出を求めることがある。

## 6 質問書の提出

公募要領等の内容について疑義・質問のある場合は、質問書を提出すること。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

- (1) 提出期限 2026年4月1日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
出展部出展課 松本、大久保 宛  
電話 045-307-2057  
e-mail [shutten@expo2027yokohama.or.jp](mailto:shutten@expo2027yokohama.or.jp)

- (3) 提出方法 電子メール

<注意事項>

- ・送信後に必ず提出先まで電話連絡をすること。  
電話受付時間：平日（土曜、日曜、祝日を除く）午前9時から午後5時まで
- ・質問票はPDFで送付すること

- (4) 回答日及び回答方法 2026年4月7日（火）（予定） 電子メール

## 7 評価基準

別紙「ヒアリングシート」のとおり

## 8 提出書類等の使用目的

提出書類等は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

## 9 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

## 10 審査

### (1) 審査方法

ア 別紙「ヒアリングシート」に基づき、「屋内出展におけるレンタル品取扱事業者」を2者程度選定する。

イ 審査は、書類審査にて行う。(プレゼンテーション審査は行わない。)

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### (2) 審査結果

ア 審査結果は、全応募事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2027年国際園芸博覧会「屋内出展におけるレンタル品取扱事業者」の公募について】において公表する。(https://expo2027yokohama.or.jp/category/contract/)

①「屋内出展におけるレンタル品取扱事業者」に選定され・指定された事業者名と評価点

②全応募事業者名

### (3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 提出書類等に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 指定・選定後の提出書類

「屋内出展におけるレンタル品取扱事業者」に選定された場合、以下の書類の提出が必要となる。

・納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

（ア）本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

（イ）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

・秘密保持誓約書（別途案内）

・業務仕様に係る誓約書（別途案内）

## 11 注意事項

- ・事業者名は一般に公開するものではなく、参加者にのみ提供する。
- ・事業者名は参加者専用のホームページにて公開するが、参加者から要望があった場合はメール等でも提供する。
- ・「ヒアリングシート」に掲載された内容が「3業務内容」に合致しているか否かの举证責任は応募者が負うものとする。
- ・ホームページ等への事業者名の掲載は無料であり、登録料、仲介料等は不要である。
- ・本公募は参加者との契約締結を保証するものではない。
- ・本公募の目的は参加者の参考として事業者を紹介するものであり、協会としてレンタル事業者を限定するものではない。
- ・契約は参加者と直接協議の上で締結するものとし、協会は一切の仲介等を行わない。
- ・当協会は代金の回収をはじめとする参加者とのトラブル対処等についての仲裁その他紛争解決に関与することは一切ない。
- ・事業者と参加者が契約書を取り交わす場合においては、準拠法、裁判管轄又は仲裁手続等については具体的には当事者間の契約書において定めるものとする。
- ・提出した申請書記載内容の変更や取消等がある場合は上記募集先まで通知すること。
- ・当協会における個人情報の取扱いについては、こちら  
(<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>) を参照すること。